

営農改善資金（プロパー資金）

（平成 23 年 10 月 3 日現在）

商品名	営農改善資金
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 JA の組合員及び組合員が組織する営農団体及び農事組合法人の方。 ○ 規程・約款等があり、国・県より補助金を受ける団体及び機械利用組合も可能です。 ○ その他当 JA が定める条件を満たしている方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員の農業生産力向上に必要な資金とします。 ○ 農家経済の安定向上に資する資金とします。
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、事業資金の 80%（当組合及び系統利用は 100%）以内とし、限度額は 5000 万円以内とします。
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農機具及び運転資金は 7 年以内とします。 ○ 農舎・格納庫等及び農地取得資金は 15 年以内とします。
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用します。 ○ 貸出利率軽減（個人） 当 JA との取引状況により貸出利率を軽減します。 （上限 1.5%） ○ 貸出軽減利率（営農団体・認定農業者） 営農団体の特別軽減利率下記に該当する利率を軽減します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸出期間 5 年以内 △ 0.5% ② 貸出期間 3 年以内 △ 0.7% ③ 貸出期間 1 年以内 △ 1.0% ④ JA で物品購入 △ 0.8% <p>詳細については、当 JA の融資窓口へお問い合わせください。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元金均等償還または、元利均等償還とし、期日一括、毎月償還または年賦償還といたします。
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として 1 名以上の連帯保証人を徴します。 ○ 必要に応じ、融資対象物件に抵当権（第 1 順位）を設定し、建造物については火災共済等に参加し、質権を設定します。 ○ 必要により、富山県農業信用基金協会の債務保証を付します。
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本支店（事務所）または金融共済部（電話：0763-62-2123）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県 JA バンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当 JA 金融共済部または富山県 JA バンク相談所にお申し出ください。 <p>富山県弁護士会（JA バンク相談所を通じてのご利用となります。上記富山県 JA バンク相談所にお申し出ください。）</p>

その他	<ul style="list-style-type: none">○ お申込みに際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。
-----	--